

第3類 監 査

○大里広域市町村圏組合監査委員に関する条例

昭和47年4月24日

条例第21号

改正 平成 3年11月18日条例第 1号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第202条の規定に基づき、同法及びこれに基づく政令並びに規約に規定するものを除くほか、監査委員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(書記)

第2条 監査委員の事務を補助させるため書記を置く。

2 前項の書記の定数は、別に定める。

(監査の着手)

第3条 監査委員は、法令の規定により監査の請求又は要求があったときは、10日以内に監査に着手しなければならない。

2 前項の監査の結果の公表は、法令に定めがある場合を除くほか、請求又は要求があった日から60日以内にこれを行わなければならない。

(定例監査)

第4条 法第199条第4項の規定による監査は、毎年10月にこれを行う。

2 前項の監査を行うときは、あらかじめその期日の10日前までにその旨を管理者に通知しなければならない。

(随時監査)

第5条 法第199条第5項又は第7項に規定する監査を行おうとするときは、あらかじめその期日の10日前までにその旨を管理者に通知しなければならない。

(決算、証書類等の審査)

第6条 監査委員は、法第233条第2項の規定により決算、証書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書を審査に付せられたときは、60日以内に意見をつけて管理者に回付しなければならない。

(公表)

第7条 監査委員の行う公表は、大里広域市町村圏組合公告式条例（昭和47年条例第1号）の例による。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか監査委員に関し必要な事項は、監査委員が協議して定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年11月18日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

○大里広域市町村圏組合監査基準

令和2年4月1日
監査委員公告第1号

目次

- 第1章 一般基準（第1条—第6条）
- 第2章 実施基準（第7条—第11条）
- 第3章 報告基準（第12条—第16条）
- 附則

第1章 一般基準 （目的等）

第1条 この基準は、地方自治法（昭和22年法律第67号）等の規定に基づき監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為により、本組合の事務の管理及び執行について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保するとともに、もって住民の福祉の増進に資することを目的とする。

2 監査委員は、この基準に従い公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。この場合において、監査委員は、自ら入手した証拠に基づき意見等を形成するとともに、結果に関する報告等を決定し、これを議会並びに管理者及び関係する執行機関に提出するものとする。
（監査等の範囲及び目的）

第2条 この基準において「監査等」とは、次の各号に掲げるものとし、その範囲及び目的は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 財務監査 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、かつ、最少の経費で最大の効果を挙げるとともに、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。
- (2) 行政監査 事務の執行が法令に適合し、正確で、かつ、最少の経費で最大の効果を挙げるとともに、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。
- (3) 財政援助団体等監査 補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与え、出資し、借入金の元金若しくは利子の支払を保証し、又は公の施設の管理を行わせている団体又は信託の受託者（第13条第2項第3号において「財政援助団体等」という。）の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査すること。
- (4) 決算審査 決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査すること。
- (5) 例月出納検査 会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか検査すること。
- (6) 基金運用審査 基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であって、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査すること。

2 法令の規定により監査委員が行うこととされている監査等以外の監査、検査、審査その他の行為については、法令の規定に基づき、かつ、この基準の趣旨に鑑み実施するものとする。
（倫理規範）

第3条 監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に、かつ、この基準にのっとりその職務を遂行するものとする。

（独立性、公正不偏の態度等）

第4条 監査委員は、独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、その職務を遂行するものとする。

2 監査委員は、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。

（専門能力の向上等）

第5条 監査委員は、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、その職務を遂行するため、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性を維持及び確保するため研鑽に努めるものとする。

2 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務がこの基準にのっとり遂行されるよう、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研鑽に努めさせるものとする。

（職務の質の確保等）

第6条 監査委員は、この基準にのっとり、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するとともに、監査委員の事務を補助する職員に対して、適切に指揮及び監督を行うものとする。

- 2 監査委員は、監査計画、監査等の内容、判断の過程、証拠及び結果その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書等として作成し、保存するものとする。

第2章 実施基準

(監査計画)

第7条 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるようリスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。次条において同じ。）の内容及び程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査計画を策定するものとする。この場合において、当該監査計画には、監査等の種類、対象、時期、実施体制等を定めるものとする。

- 2 監査委員は、前項の監査計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜、当該監査計画を修正するものとする。

(リスクの識別等)

第8条 監査委員は、監査等の対象のリスクを識別し、その内容及び程度を検討した上で、監査等を実施するものとする。

- 2 リスクの内容及び程度の検討に当たっては、内部統制の整備状況及び運用状況について情報を集めた上で判断するものとする。
- 3 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行うものとする。

(監査等の実施手続)

第9条 監査委員は、必要な監査等の証拠を効率的かつ効果的に入手するため、監査計画に基づき、実施すべき監査等の手続を選択し、実施するものとする。

(監査等の証拠入手)

第10条 監査委員は、監査等の結果を形成するため、必要な監査等の証拠を入手するものとする。

- 2 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して必要な監査等の証拠を入手するものとする。

(監査等における連携等)

第11条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。

第3章 報告基準

(報告等の作成及び提出)

第12条 監査委員は、財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係る監査の結果に関する報告を作成し、議会並びに管理者及び関係する執行機関に提出するものとする。

- 2 監査委員は、前項の報告について当該報告に添えてその意見を提出することができるとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項について勧告することができる。
- 3 監査委員は、例月出納検査の結果に関する報告を作成し、議会及び管理者に提出するものとする。
- 4 監査委員は、決算審査及び基金運用審査を終了したときは、その意見を管理者に提出するものとする。

(報告等への記載事項)

第13条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- (1) この基準に準拠している旨
- (2) 監査等の種類
- (3) 監査等の対象
- (4) 監査等の着眼点（評価項目）
- (5) 監査等の実施内容
- (6) 監査等の結果

- 2 前項第6号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- (1) 財務監査 前項第1号から第5号までに掲げる事項（以下この項において「記載事項」という。）のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。
- (2) 行政監査 記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、

正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。

- (3) 財政援助団体等監査 記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること。
 - (4) 決算審査 記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であること。
 - (5) 例月出納検査 記載事項のとおり検査した限りにおいて、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われていること。
 - (6) 基金運用審査 記載事項のとおり審査した限りにおいて、管理者から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていること。
- 3 第1項第6号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。
- 4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合は、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

(合議)

第14条 監査等のうち、次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告（財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係るものに限る。以下同じ。）の決定
 - (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の決定
 - (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の決定
 - (4) 決算審査に係る意見の決定
 - (5) 基金運用審査に係る意見の決定
- 2 監査委員は、監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会並びに管理者及び関係する執行機関に提出し、及び公表するものとする。

(公表)

第15条 監査委員は、次に掲げる事項を監査委員全員の連名で公表するものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告の内容
 - (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の内容
 - (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容
- (措置状況の公表等)

第16条 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から措置の内容の通知を受けた場合は、当該措置の内容を公表するものとする。

- 2 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者に対し、適時、措置状況の報告を求めるよう努めるものとする。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

○大里広域市町村圏組合監査委員公印規程

令和3年10月21日
監査委員告示第1号

(趣旨)

第1条 この告示は、別に定めるもののほか、大里広域市町村圏組合監査委員の公印について、必要な事項を定めるものとする。

(公印名等)

第2条 公印名、字句、形状、書体、寸法、個数及び使用区分は、別表のとおりとする。

(準用)

第3条 この告示に定めるもののほか、大里広域市町村圏組合監査委員の公印に関し必要な事項は、大里広域市町村圏組合公印規則（昭和47年規則第3号）の規定を準用する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

公印名	字句	形状	書体	寸法	個数	使用区分
代表監査委員印	大里広域市町村圏組合代表監査委員之印	正方形	てん書	20ミリメートル	1	一般公文書
監査委員印	大里広域市町村圏組合監査委員之印	正方形	てん書	20ミリメートル	1	一般公文書